

豊島区広報

No 104.

昭和 33. 6. 20.

東京都豊島区役所

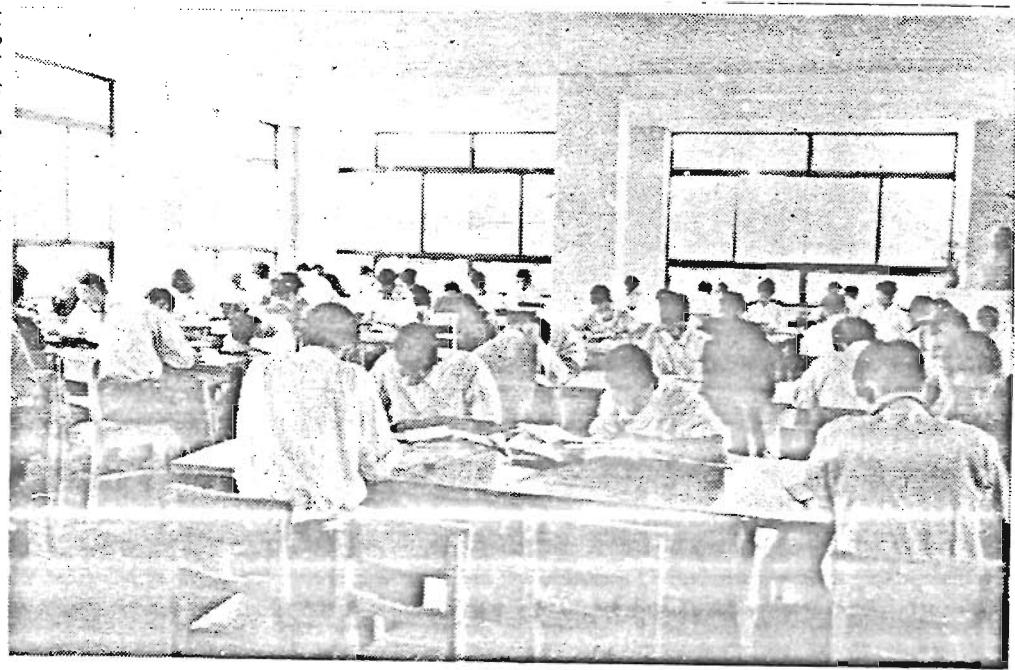
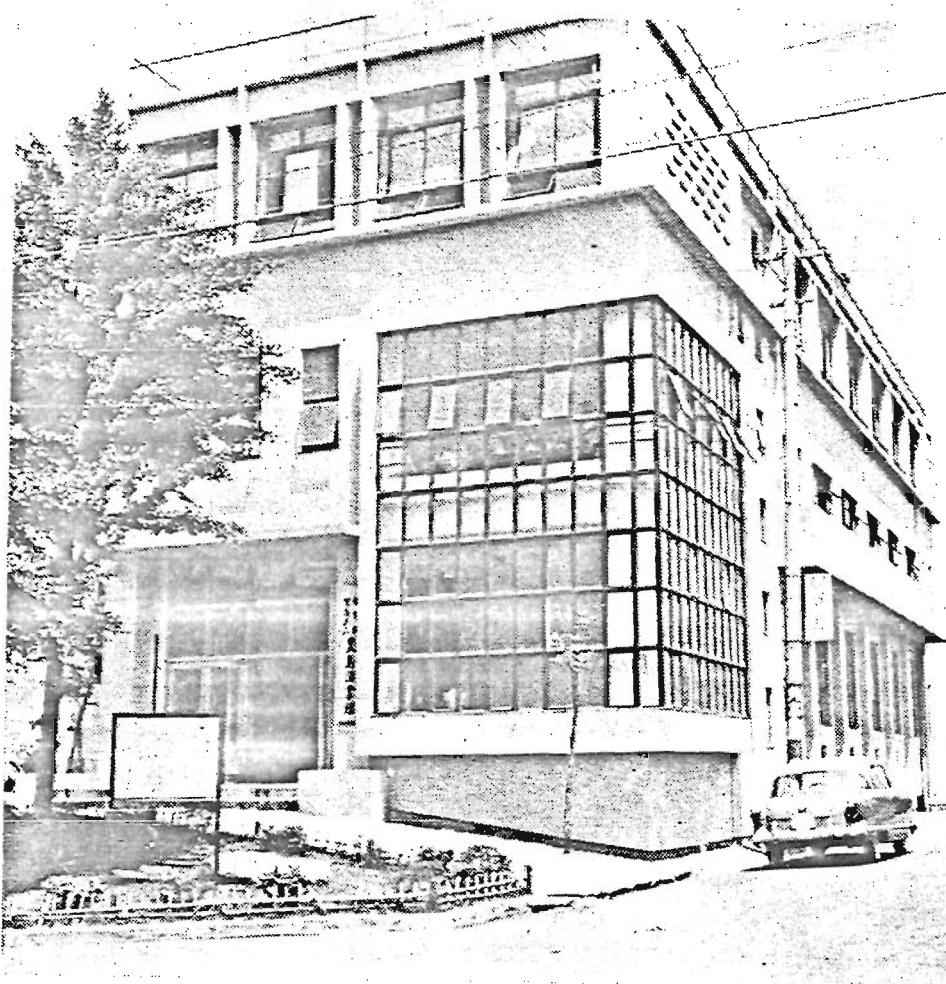
皆さま待望の区立図書館が
去る六月一日に開館いたしま
るためには、昨年九月より豊島振
興会館の三階に完成を急いで
した。この図書館は本区民の一
いたものであります。

教養と文化の向上発展に資す
（上）図書館全景

（下）閲覧室で図書に親しむ人々

区立図書館開く

一室、貸出室一室、事務室、
会議室、書庫、化粧室等より



なっており、収容能力は三〇〇
〇余名を有しております
平日の開館時間は午前九時
から午後五時までとなつてお
り、休館は祭日、毎月十四日
であります。
此の他、館内特別整理のた
め休館することがあります
普通は日曜日でも開館いたし

ております。以上のような施
設と時間で、経済、政治、文
芸、哲学、社会科学、自然科
学等あらゆる種類の蔵書五千
冊を揃しておりますが将来は
三万冊を整備し、皆さまに親
まれる図書館として、数多く
利用していただくことを希望
いたしております。

清い一票に託す明るい政治

投票率六六%

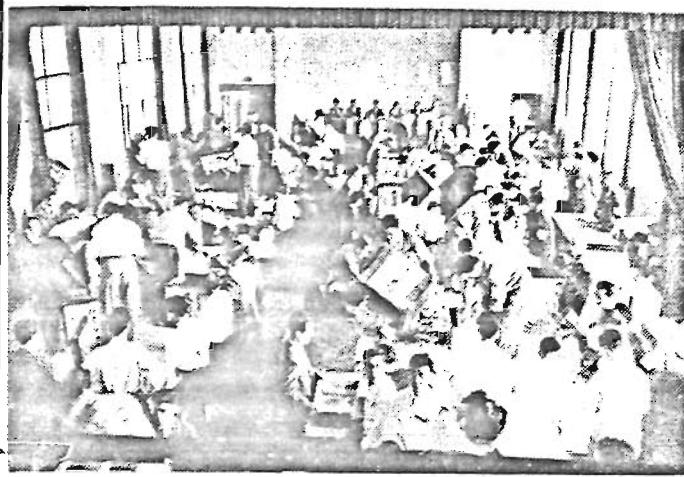
総選挙国民審査終る

衆議院議員の選挙と最高裁判官国民審査は予定通り去る

四月二十二日行われましたが

本区においては、この日に備え皆様のその目に、そして耳に訴えるいろいろな方法で公明選挙の徹底と、棄権防止につとめ、加えて当日は打上げ花火により投票の開始をお知らせするとともに、お説いたしましたが、その結果は、昭和三十年二月の衆議院議員総選挙の時と殆ど同じで男女平均率、六六%の投票率でありました。

上 開票状況 下 清き一票を投ずる真剣な顔と顔



住宅困窮状況停止申告受付第一種都営住宅の内訳は男、女六八%女六四%となっております。なその開票は翌四月二十日三日豊島振興会館集会場で午前八時から一齊に始められました。

象になる店舗は卸売、小売業等で金商店に亘り行われるものあります。

京都知事より任命された監査員の方が、監査対象の店舗営業所を訪問することになつておりますので御協力を

お願いいたします。なお、監査

事項は次のようなものであります。

一、名称、所在地

一、商店開設年月日

一、従業者数

一、経営組織

一、商品仕入先及販売先

一、販売額及び手持額

一、その他

するための商業調査が来る七

月一日現在で行われます。こ

の商業調査は昭和二十七年に

始めて実施され以後二年毎

追加受付を、建築

局住宅管理課(千

代田区丸ノ内三十

目一番地)で五月

一日より行っています。

またが、六月十四日をもつて停止することになりました。

なお、すでに申告内容の変

ります。区民の御利用をお待

ち致しております。

社会保険の一端として東京

都においては本年度より七十

五才以上の高齢者に敬老金を

贈呈することになりました。

なおこの敬老金を受けられる

方は毎年一月一日現在で次の

ような条件を備えている人で

なければなりません。

記

一、七十五才以上であること

一、住民登録をしておること

一、都内に引き続き三年以上

住んでいる方

なお敬老金の支給を受けよう

とする方は毎年四月一日から

六月十六日までに申請すること

になつております。なお申請

した書類により資格の有無を

審査の上支給の可否が決定さ

れます。敬老金の支給月日毎

年九月十五日で金額は二、〇

(〇円であります。なお申請

は豊島福祉事務所にしていた

ことになりますが

ます。

不明な点、その他詳細につい

ては区役所民生課においても

わかるようになっております

ます。

長崎保健所では区役所出張

所に高血圧の検診と相談所を

設け皆様の色々な病気、特に

最近多く見受けられる高血圧

に倒れる人を譲らうというこ

とになりました。この日は自

分の体を護るために皆様がこ

の相談所を利用になる機会を

めいたします。

記

一、七月八日 植名町一二、

三千里町一

七月九日 長崎一、二、

三

七月八日 植名町四、五、

(南北)

七月九日 植名町六、七

八

七月九日 長崎四、五、

六

七月八日 千早町二、三、

四、要町三

七月九日 要町一、二、

高松一、二、

高松二、三、

衛生夏の陣に万全を期す

蚊と蠅の撲滅 きれいな街を

都の提唱する「蚊と蠅をなくする運動」には、本区においてもこれに呼応し独自の計画により毎年強力に推進し多くの成果をあげて来ておりましたが、本年もその時期を迎える六月一日より八月一杯を期間として、一段と活発にこの運動を実施し所期の目的完遂に前進することになり、去る五月十九日には区内各関係官公署の打合会を開催、三十三年度夏期衛生強調運動の実施要綱を決定し、既にそれぞれの日程と方法により各地域に強力に展開されております。

こうした運動は区内みなさまの一人、一人が「蚊も蠅もいらない住みよい豊島区はわれわれの手で」の御協力がなければ大きな成果は期し得られませんので一層の御協力をお願ひ致します。なお夏期衛生強調運動として実施される主なるものは次のようなものであります。

一、立看板、懸垂幕、ポスターの掲示、宣伝カーによる巡回放送、その他あら

二、衛生指定地区の設定
(1) 区内の地域で夏期衛生に良好な成果をあげうる地区をモデル地区として選定し、区内全域がこのモデル地区のように一つの目標地区として設定

(2) 每年伝染病の比較的多く発生している地区、しやすい地区を調査し未然にこの地区的伝染病の発生を防ぐ目的で伝染病多発地区、警戒地区等を指定

三、本運動の協力方依頼について。

四、学校衛生対策

(1) 児童生徒を通じて本運動の趣旨徹底を各家庭に浸透を図る。

(2) 小学校六年生、中学校三年生の児童生徒より衛生思想普及に資するポスター図案を募集する。

(3) 区内小中学校に殺虫消毒薬品を配布する。

五、仏教連合会との懇談会

墓地の除草、蚊や蠅の発生しやすい花立等の発生源の清掃等について懇談

六、夏期塵芥特別処理

塵芥、糞尿等の完全処理

七、生果、魚介類、営業店舗

夏期衛生運動の万全を期すためその一つとして去る五

月二十六日午後一時より、区役所において地区委員長連合

議会が開催され

一、夏期衛生強調運動実施要綱に就いて。

二、本年度指定モデル地区の設定について。

三、本運動の協力方依頼について。

夏期衛生対策進む 地区委員長会開催

夏期衛生運動の万全を期すためその一つとして去る五月二十六日午後一時より、区役所において地区委員長連合議会が開催され

一、夏期衛生強調運動実施要綱を強く要望して、会を閉じま

ります。

記

一、立看板、懸垂幕、ポスター

の掲示、宣伝カーによ

る巡回放送、その他あら

る

昭和三三年度衛生指定地区設定

第一回、七月十九日二十

二回、六月二十八日二十九日を

三回、七月十九日二十

四回、七月十九日二十

五回、七月十九日二十

六回、七月十九日二十

七回、七月十九日二十

八回、七月十九日二十

九回、七月十九日二十

十回、七月十九日二十

十一回、七月十九日二十

十二回、七月十九日二十

十三回、七月十九日二十

十四回、七月十九日二十

十五回、七月十九日二十

十六回、七月十九日二十

十七回、七月十九日二十

十八回、七月十九日二十

十九回、七月十九日二十

二十回、七月十九日二十

二十一回、七月十九日二十

二十二回、七月十九日二十

二十三回、七月十九日二十

二十四回、七月十九日二十

二十五回、七月十九日二十

二十六回、七月十九日二十

二十七回、七月十九日二十

二十八回、七月十九日二十

二十九回、七月十九日二十

三十回、七月十九日二十

三十一回、七月十九日二十

三十二回、七月十九日二十

三十三回、七月十九日二十

三十四回、七月十九日二十

三五回、七月十九日二十

三十六回、七月十九日二十

三五回、七月十九日二十

三十八回、七月十九日二十

三十九回、七月十九日二十

四十回、七月十九日二十

四十一回、七月十九日二十

四十二回、七月十九日二十

四十三回、七月十九日二十

四十四回、七月十九日二十

四五回、七月十九日二十

四十六回、七月十九日二十

四十七回、七月十九日二十

四十八回、七月十九日二十

四十九回、七月十九日二十

五十回、七月十九日二十

五十一回、七月十九日二十

五十二回、七月十九日二十

五十三回、七月十九日二十

五十四回、七月十九日二十

五五回、七月十九日二十

五十六回、七月十九日二十

五十七回、七月十九日二十

五十八回、七月十九日二十

五十九回、七月十九日二十

六十回、七月十九日二十

六十五回、七月十九日二十

六十五回、七月十九日二十</p

